## 多賀城市監査委員告示第 9号

地方自治法第199条第4項の規定に基づく監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表する。

平成28年11月24日

多賀城市監査委員 佐伯 光時 多賀城市監査委員 根本 朝栄

# 監査の種類 定期監査(収入事務監査)

## 2 監査実施対象及び期日等

対象	所管	監査実施		
刈家		日時	実施場所	
市役所西側駐車場使用料	総務部	10月14日(金)	監査委員事務局	
	管財課			
多賀城駅南立体駐車場使	市民経済部	10月27日(木)	監査委員事務局	
用料	商工観光課			
子育てサポートセンター使用料	保健福祉部	10月17日(月)	監査委員事務局	
及び各種講座参加料	子育て支援課			
多賀城駅自転車等駐車場	建設部	10月24日(月)	監査委員事務局	
使用料	道路公園課			

## 3 監査の範囲及び方法

平成28年度(監査実施時点まで)に係る使用料等の徴収事務及び収納金の取扱事務が適正に行われているかどうかを主眼として実施した。

4 監査の結果 別紙のとおり

監査の結果を全般的に見ると、適正な事務処理が行われていると認められた。 今後も適正な収入事務の執行に努めていただきたい。

対		象	管財課(市役所西側駐車場使用料)
実	施	日	平成28年10月14日(金)
1 特別指摘事項 なし			
2 指摘事項 なし			
3	指導事なし	項	

監査の結果を全般的に見ると、概ね適正な事務処理が行われていると認められたが、使用料が長期間収入未済となっているものが見られた。また、今後の事務処理において改善を要する指導事項も見られた。

今後はこれらの改善を図り、適正かつ効率的な運営に努めていただきたい。

対		象	商工観光課(多賀城駅南立体駐車場使用料)
実	施	田	平成28年10月27日(木)

1 特別指摘事項

なし

#### 2 指摘事項

(1) 駐車利用券売上収入の収入未済について

駐車利用券売上収入について、長期間収入未済となっているものが見られた。現在の歳入調定の事務処理方法においては、収入未済額の把握が困難な状態となっている。歳入調定の取扱いについて下記記載の指導事項に留意の上、適正な収入管理をされたい。

#### 3 指導事項

(1) 駐車料金収入の歳入調定時期について

駐車料金の歳入調定の締め日と公金払込日が相違していることから、歳入 調定額と収入済額との突合が困難な状態となっている。歳入調定決議を入金 の時期に合わせて行うなど、調定の時期について検討されたい。

#### (2) 歳入調定の科目について

駐車料金収入と駐車利用券売上収入が同じ収入科目となっているため、それぞれの歳入調定額と収入済額との突合が困難な状態となっている。調定の科目を別に設けることについて検討されたい。

#### (3) 駐車料金収入の返還について

駐車料金については私人へ収納委託されているが、受託者が駐車場利用者 に直接料金を返還しているものが見られた。返還にあたっては、利用者から の還付請求書の提出等、多賀城市会計規則に定める手続きにより行われたい。

監査の結果を全般的に見ると、適正な事務処理が行われていると認められた。 今後も適正な収入事務の執行に努めていただきたい。

対 象	子育てサポートセンター使用料及び各種講座参加料	
実施日	平成28年10月17日(月)	
1 特別指摘事項なし		
2 指摘事項 なし		
3 指導事項 なし		

監査の結果を全般的に見ると、適正な事務処理が行われていると認められた。 今後も適正な収入事務の執行に努めていただきたい。

対	象	道路公園課(多賀城駅自転車等駐車場使用料)	
実施	豆 日	平成28年10月24日(月)	
1 7	1 特別指摘事項 なし		
2 ***	2 指摘事項 なし		
3 /3	指導事項		